

非課税世帯等 臨時特別給付金

令和3年度の住民税均等

割が課税されている世帯で、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援するため、臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）を給付しています。

なお、給付は1回限りです。給付金を受給するためには、申請の手続きが必要です。

■支給対象となる世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

（例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（奥多摩町の場合）

・単身の場合：93万円以下

*申請書は、保健福祉センターにありますので、問い合わせ先までご連絡ください。

〔申請期限〕9月30日（金）
※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83・2777

心身障害者福祉 手当などの支払

○20歳以上65歳未満で、心身につきのいずれかの程度の障害を有する手帳の交付を受けた方が対象です。

（1）身体障害者手帳で1級から4級の交付を受けている方

（2）愛の手帳で1度から4度の交付を受けている方

（3）脳性マヒまたは進行性筋萎縮性を有する方

【都制度】

月額1万5500円（身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1〜3度の方など）

【町制度】

月額1万6000円（身体障害者手帳3級および愛の手帳4度の方）

【町制度】

月額6400円（身体障害

絵本といっしょ

～お子さんと一緒に絵本や紙芝居を楽しみませんか～

〔日時〕5月9日（月）午前11時～（40分）

〔会場〕子ども家庭支援センター（きこりん）

〔内容〕相談員の読み聞かせ・指遊び

※問い合わせは、子ども家庭支援センター

☎ 85-2611

者手帳4級の方）

*ただし、所得制限があります。

○精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方

【町制度】

月額5000円

○令和3年12月〜令和4年3月分を4月15日に指定の口座へ振り込みます。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83・2777

障害福祉ほか

地域包括支援センター

～高齢者の総合相談窓口～

高齢者や家族のみなさんが、住み慣れた町で安心して暮らしていけるよう、支援をしています。相談は無料、プライバシーは厳守されますのでお気軽にご相談ください。

こんなときにはご相談ください

- 介護保険のサービスを利用したい
- 最近もの忘れが心配になってきた
- 家族の介護で悩んでいる
- 家ででの生活を続けられるか不安だ…
- 近所に心配な高齢者がいる
- お金の管理や契約に自信がない…
- 最近足腰が弱ってきた
- 地域でお茶飲み会や体操教室をやりたい など



☎こちらら地域包括支援センターでおこなっております。認知症は早めに相談することが重要です！心配なことがあればお気軽にご相談ください。

0428-83-8555 (直通)

【受付】月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

【場所】保健福祉センター内（奥多摩病院隣り）

※ご都合に合わせて、電話、来所、訪問による相談をお受けします。